

議案第 5 号

大網白里市立国保大網病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
の制定について

大網白里市立国保大網病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次
のように制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市立国保大網病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
大網白里市立国保大網病院使用料及び手数料条例(昭和 6 0 年条例第 1 4 号)
の一部を次のように改正する。

別表中人間ドック料金の項を次のように改める。

人間ド ック料 金	半日			4 9 , 5 0 0 円
	1 日 (脳ドックを含む。)			6 9 , 3 0 0 円
	脳ドック			3 5 , 2 0 0 円
	オプシ ョン	マンモグラフィー検査		6 , 0 0 0 円
		骨密度検査 (腰部)		6 , 0 0 0 円
		P S A 検査		3 , 0 0 0 円
		感染症検査 (H B s 抗原検査、H C V 抗体検査及び T P H A)		2 , 7 5 0 円
		胸部 C T 検査		1 2 , 0 0 0 円
		甲状腺機能検査 (F T 3 ・ F T 4 ・ T S H)		5 , 0 0 0 円
		アレルギー検査 (V i e w 3 9 アレ ルギー)		9 , 0 0 0 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和８年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。